

令和 4 年度三重県食の安全・安心確保行動計画（案）概要

1 行動計画策定の趣旨

「三重県食の安全・安心確保行動計画」は、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき定めた「三重県食の安全・安心確保基本方針」の食の安全・安心に関する施策を効果的・総合的に推進するため、具体的な取組を明らかにする年度計画として策定するものです。

2 食の安全・安心確保施策の推進体制

庁内推進体制として、条例第 11 条に基づき「三重県食の安全・安心確保推進会議」を設置し、食の安全・安心の確保に関する施策の総合的な推進に取り組んでいます。

また、条例第 28 条に基づき知事の附属機関として設置している「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」において、取り組んでいる施策を調査審議いただき、審議結果を施策に反映させています。

なお、食の安全・安心に関する危機が発生した場合は、「三重県危機管理計画」に基づき、適切に対応することとしています。

3 令和 4 年度の主な取組

令和 3 年 6 月から「H A C C P に沿った衛生管理」が制度化されたことから、適切な衛生管理が行われるよう、食品等事業者に対して監視指導を実施するとともに、卸売市場における「H A C C P に沿った衛生管理」に基づく計画の策定を支援します。また、県民の食の安全の確保と併せて、来県者に安全な食品を提供できるよう、観光地の飲食店を中心に監視指導の強化に取り組むとともに、安全な食肉・食鳥肉を供給するため、食肉及び食鳥肉の取扱施設に対する重点的な監視指導や衛生対策の支援を実施します。

国際水準 G A P や農場 H A C C P、水産エコラベルについて、生産者に応じたきめ細やかな指導・助言により、認証取得を推進します。また、これらの認証について、消費者や食品等事業者の認知度の向上を図るため、関係機関および食品関連事業者等と連携し、県産の認証を取得した農畜水産物の情報発信に取り組みます。

新型コロナウイルス感染症禍においても、安全・安心な食品等が安定的に提供されるよう、監視指導を実施するとともに、W E B 等多様な方法を活用して、消費者や食品関連事業者等に対する情報発信や啓発に取り組みます。

これらの他、基本的方向ごとの主な取組は次のとおりです。

基本的方向 1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導體制の充実

農薬、肥料、飼料、飼料添加物、動物および水産用医薬品の適正な流通と使用を促進するため、これらの製造事業者や販売事業者および生産者への立入検査や監視指導を実施します。

「三重県食品監視指導計画」に基づき、集団給食施設等の重点的な監視指導を実施するとともに、「食品表示法」、「米トレーサビリティ法」および「景品表示法」等に基づく監視指導を実施します。

消費者に安全な食品を提供するため、計画的な食品の収去検査の他、と畜検査、食鳥検査、米の科学的検査および貝毒検査等を実施します。

農薬だけに頼らず農産物における病害虫・雑草の被害を防ぐため、新技術の開発等に対応した「総合的病害虫・雑草管理（IPM）実施指標」の見直しを行うとともに、IPMの生産者への導入を促進します。

基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

消費者に対して食の安全・安心の確保に向けた食品関連事業者の取組や法令等に関する情報等を適切に提供します。

「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」や「みえジビエ」の認知度向上に向けて、県と生産者等が協力し、消費者への情報発信に取り組みます。

「食品表示法」に基づく適正表示や食品表示基準の一部改正による原料原産地表示に加え、「景品表示法」について、食品関連事業者等に情報を提供します。

講習会等の開催や啓発資料の配布等により、食品関連事業者や食品関連事業者団体のコンプライアンス意識の向上を促進します。

食品関連事業者が健全かつ持続可能な経営を行えるよう、三重の農林水産物の魅力を発信するオンラインコミュニティ「みえフードイノベーションプラットフォーム」により、事業者間の交流連携や商談等の支援に取り組みます。

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

食中毒や食品に起因する健康被害の防止方法および食の安全・安心確保に向けた県の取組について、出前トークやWEB等多様な方法の活用を通じて県民へ情報提供します。

食の安全・安心に関する考える力の醸成を図るため、市町や関係機関と連携し、学校における食育担当者や栄養教諭等を中心とした指導体制を整備するとともに、子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を形成できるよう、「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」等を通じた保護者や地域への啓発に取り組みます。

各ライフステージにおいて、県民一人ひとりが健康的な食生活を実践できるよう、減塩や野菜摂取をはじめとした食事バランス等の普及啓発に取り組みます。

基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

食品衛生責任者、国際水準GAPや有機農業の認証取得を指導する指導員および三重県農薬管理指導士等の人材育成に取り組むとともに、食品関連事業者や学校給食関係者等に対する資質向上のための講習会等を行います。また、みえ食の“人財”育成プラットフォームと連携し、新たな価値を創出できる人材育成や食関連産業に従事したいと考える若者の確保に向け、講習会や食関連イベント、インターンシップ事業等を実施します。

食に関するリスクコミュニケーションを促進するため、消費者、事業者および行政による意見交換会を開催します。

出前トーク等やアンケート調査の機会を活用し、食の安全・安心に関する県民意識を把握するとともに、県の取組への理解を深めます。

食品関連事業者団体や教育機関等と連携し、県民に対して食の安全・安心に関する情報提供や啓発活動を推進します。

食の安全・安心に関する自主的な活動を行う消費者団体や食品関連事業者等に対し、関連情報や啓発資料の提供とともに、それら団体等の活動を促進します。